平成19年10月期 中間決算短信

平成19年6月15日

上場会社名 株式会社ハイレックスコーポレーション 上場取引所 大証二部

コード番号 7279 URL http://www.hi-lex.co.jp

代表者 (役職名)取締役社長 (氏名)寺浦 實

問合せ先責任者 (役職名)取締役副社長 (氏名)徳弘 勝昭 TEL (0797) 85-2500

半期報告書提出予定日 平成19年7月27日 配当支払開始予定日 平成19年7月13日

(百万円未満切捨て)

1. 平成19年4月中間期の連結業績(平成18年11月1日~平成19年4月30日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益	益	経常利3	益	中間(当期)純利益		
	百万円 %		百万円	%	百万円	%	百万円	%	
19年4月中間期	65, 628	14. 8	1, 851	△20.1	2, 603	△15.6	1, 508	△10.3	
18年4月中間期	57, 162	13. 0	2, 318	△15.9	3, 084	△3.6	1, 680	△13.5	
18年10月期	117, 120	_	4, 879	_	6, 532	_	3, 628		

	1 株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益			
	円 銭	円 銭			
19年4月中間期	39 54				
18年4月中間期	44 05				
18年10月期	95 10				

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産		
	百万円	百万円	%	円 銭		
19年4月中間期	115, 444	79, 785	67. 0	2, 026 71		
18年4月中間期	113, 087	76, 095	67. 3	1, 994 62		
18年10月期	113, 605	78, 742	67. 2	2, 002 28		

(参考) 自己資本 19年4月中間期 77,314百万円 18年4月中間期 76,095百万円 18年10月期 76,385百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
19年4月中間期	1, 275	△3, 154	△632	18, 399	
18年4月中間期	2, 808	△4, 066	△1, 034	19, 872	
18年10月期	6, 262	△7, 032	△1, 089	20, 636	

2. 配当の状況

	1株当たり配当金								
(基準日)	中間期	中間期末			年間				
	円	銭	円	銭	円	銭			
18年10月期	9	00	9	00	18	00			
19年10月期	9	00	_						
19年10月期 (予想)	_		14 00		23	00			

3. 平成19年10月期の連結業績予想(平成18年11月1日~平成19年10月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	131, 200	12. 0	5, 070	3. 9	6, 280	△3.9	4, 240	16. 9	111	15

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 無
- (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)
 - ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
 - ② ①以外の変更 無
 - (注)詳細は、25ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。
- (3) 発行済株式数(普通株式)
 - ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む) 19年4月中間期 38,216,759株 18年4月中間期 38,216,759株 18年10月期 38,216,759株
 - ② 期末自己株式数 19年4月中間期 69,212株 18年4月中間期 66,489株 18年10月期 67,704株 (注) 1株当たり中間(当期)純利益(連結)の算定の基礎となる株式数については、37ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 平成19年4月中間期の個別業績(平成18年11月1日~平成19年4月30日)

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利	益	経常利:	益	中間(当期)純利益		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
19年4月中間期	34, 154	12. 7	1, 790	73. 4	2, 790	34. 6	1, 845	21. 7	
18年4月中間期	30, 300	9. 6	1, 032	△33. 3	2, 073	△15.0	1, 516	△4.8	
18年10月期	61, 623	_	2, 437	_	4, 349	_	2, 889	_	

	1 株当たり中間 (当期) 純利益	
	円	銭
19年4月中間期	48	37
18年4月中間期	39	73
18年10月期	75	70

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産		
	百万円	百万円	%	F	马 銭	
19年4月中間期	81, 873	62, 440	76. 3	1, 63	6 12	
18年4月中間期	83, 568	63, 090	75. 5	1, 65	3 05	
18年10月期	82, 318	62, 083	75. 4	1, 62	6 70	
(参考) 自己資本	19年4月	- 中間期 62,440百万円 18年	4月中間期 63,090百万円	18年10月期 62,	083百万円	

2. 平成19年10月期の個別業績予想(平成18年11月1日~平成19年10月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	66, 500	7. 9	3, 160	29. 6	4, 480	3. 0	3, 060	5. 9	80	18

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、「経営成績」の「通期の業績見通しの前提条件」を参照 ください。

1. 経営成績

- (1) 経営成績に関する分析
 - ①当中間期の概況

当中間連結会計期間における世界経済は、米国の住宅建設減少等設備投資にかげりがみられますが、消費は増加、 生産もほぼ横ばいと景気は緩やかに拡大しております。欧州でも景気は拡大しており、アジアにおきましては中国 並びにインドで高い成長率を維持しております。

また、日本経済は緩やかな安定成長の軌道を維持しており、雇用並びに賃金の増加に支えられて、個人消費は持ち直しの兆しがあります。企業の設備投資も増加基調を保ち、内需の腰は安定してまいりました。米景気の先行き不透明感はぬぐえず、連鎖株安と円高の懸念が残るものの、内需が下支え役になれば戦後最長の今回の景気は持続しそうであります。

当社の主たる事業分野であります自動車業界の当中間連結会計期間での国内自動車生産は、585万台と前年同期比 2.2%増と堅調に推移いたしました。海外では主たる市場であります米国におきまして、539万台と前年同期比8.8% 減となりました。

このような経営環境の下、当社グループの当中間期業績は、売上高におきましては日本の自動車生産が比較的好調であったこと、また、アジア諸国におきましては中国並びにインド等での販売の拡大、北米におきましては主要完成車メーカーの販売不振の影響が最小限でとどまりました結果、売上高は656億2千8百万円(前年同期比14.8%増)となりました。一方、損益面では厳しい価格競争と世界的な原油価格の高騰、鉄鋼材・素材価格の上昇や、北米における増産体制の遅れから挽回費用等がかさんだこと等により、営業利益は18億5千1百万円(同20.1%減)となり、また、経常利益は26億3百万円(同15.6%減)となりました。税金等調整前中間純利益は26億4千万円、中間純利益は15億8百万円(同10.3%減)であります。

設備投資につきましては、米国子会社を中心に総額31億1千2百万円を実施いたしました。

企業集団の主な状況は、以下のとおりであります。

株式会社ハイレックス埼玉におきましては、新工場建設に伴う資金として1億6千万円の増資を行いました。 HI-LEX MEXICANA, S. A. DE C. V. におきましては、生産能力拡大に伴う生産設備資金として増資を行い、300万米ド

当期の中間配当は、当社の配当政策であります株主の皆様にとっての収益性、今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し長期的な安定配当をしていくという基本方針に鑑み、1株当たり9円とし、支払開始日を平成19年7月13日とすることに決定いたしました。

(所在地別セグメント)

ア 日本

日本におきましては、主要な取引先への販売が増加し、売上高は341億5千9百万円(前年同期比12.7%増)と過去最高となりました。また、利益面では前連結会計年度からの原油価格並びに鉄鋼材等素材価格の高どまりの影響を適正な販売価格に反映させるべく努力いたしておりますが、十分とはいえません。しかしながら生産合理化活動等を推し進めた結果、営業利益は20億7千4百万円(同63.0%増)となりました。

イ 北米

北米地域におきましては、北米主要自動車メーカーの業績は持ち直しつつあり、売上高は237億9千4百万円 (同20.6%増) と順調な伸びを確保しております。しかしながら、厳しい価格競争に加えてメキシコにおける増産体制の遅れから挽回費用等がかさんだこと等によりまして、8億1千6百万円の営業損失となりました。

ウ アジア

アジア地域におきましては、中国並びにインドでの販売が増加したことにより、売上高は145億5千1百万円 (同15.2%増)となりました。また、利益面では販売伸長により操業度が向上いたしましたが、中国における品 質関連費用の計上等により、営業利益は9億9百万円(同10.0%増)となりました。

エ その他の地域

英国等におきましては、売上高は26億4千1百万円(同47.4%増)となりました。しかしながら、次期受注製品への対応等の立上り操業準備コスト増等により、6千4百万円の営業損失となりました。

②通期の見通し等

今後の経営環境は、原油価格の高騰、鉄鋼材・素材価格の上昇並びに為替変動等の要因が、引き続き景気の不透明感を与えている状況にあります。国内におきましては、日本車メーカーは設計開発や生産システムの革新で大幅な原価低減を実現し、また、生き残りの鍵を握る燃費や排ガスなどの環境技術でも先行してまいりました。そして、新たな収益ステージ入りした国内自動車メーカーもあり、採算の良いアジア(インド並びにタイ)で稼ぐビジネスモデルを構築することで収益に大きく寄与し、既存製品より利益率の高い新モデルや付加価値の高い部品・エンジンなどの販売が拡大した結果、売上構成が改善しています。ヒット製品の供給拡大で工場稼働率の大幅向上などが収益構造の変化の要因で、この傾向は今後も継続するものと思われます。海外におきましては、米国ビッグスリーの一角であるGMの自動車事業が再建中の北米におきまして、平成19年1~3月期で前年同期比、販売台数及び売上高を若干減少させました。しかしながら合理化効果が出たことによりまして、一時損益を除く北米での最終赤字は前年同期比で大幅に縮小しました。このように米国完成車メーカーの立ち直りの兆しとともに、アジアにおきましては引き続き拡大基調が期待されると思われます。

そのような状況の中で、通期の業績は売上高は1,312億円、営業利益は50億7千万円、経常利益は62億8千万円、 当期純利益は42億4千万円を見込んでおります。

通期の業績見通しの前提条件

平成19年度通期の業績の見通しにあたり、対米ドルの平均レートは118円を前提にしております。なお、業績の見通しは、現在入手可能な情報と当社が現時点で合理的と判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は見通しと異なることがあります。その要因の主たるものは、主要市場(日本、北米並びにアジア)の経済状況、製品需給の状況及び為替相場の変動等であります。

(2) 財政状態に関する分析

①中間期の概況

当中間連結会計期間の総資産は、設備投資による有形固定資産の取得により前期末と比べ、18億3千9百万円増加し、1,154億4千4百万円となりました。

また、当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、厳しい価格競争の下、日本を中心とした比較的堅調な生産、販売に支えられたこと等により、税金等調整前中間純利益が26億4千万円得られた結果、営業活動によるキャッシュ・フロー12億7千5百万円を得ることができました。一方、米国子会社を中心とした設備投資を行い、有形固定資産の取得に伴う支出29億5千3百万円等の投資活動によりキャッシュ・フローが減少しました。また、配当金の支払による支出3億4千3百万円等による財務活動によるキャッシュ・フローの減少により、当中間連結会計期間の残高は、183億9千9百万円(前年同期比7.4%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ15億3千3百万円(同54.6%)減少し、12億7千5百万円となりました。税金等調整前中間純利益が26億4千万円、減価償却費が18億3千6百万円に増加しましたが、売上債権の増加額16億6千8百万円並びに法人税等の支払額12億1百万円により減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動の結果支出した資金は、前年同期に比べ9億1千2百万円(同22.4%)減少し、31億5千4百万円となりました。これは主に資金が、有形固定資産の取得による支出で29億5千3百万円減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動の結果支出した資金は、前年同期に比べ4億2百万円(同38.9%)減少し、6億3千2百万円となりました。これは主に資金が、配当金の支払額支出3億4千3百万円と少数株主への配当金の支払額1億1千4百万円により減少したこと等によるものであります。

②キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成16年中間	平成17年中間	平成18年中間	平成19年中間
自己資本比率(%)	69. 6	68. 8	67. 3	67. 0
時価ベースの自己資本比率(%)	62. 5	61. 7	70.8	64. 1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0. 2	1. 6	0. 5	1.3
インタレスト・カバレッジ・レシオ	213. 2	66. 9	156. 3	40. 7

自己資本比率:自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率:株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率:有利子負債/キャッシュ・フロー インタレスト・カバレッジ・レシオ:キャッシュ・フロー/利払い

- (注) 1. 各指標はいずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
 - 2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。
 - 3. キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。なお有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。今期からは、従来の基本方針どおり経営環境等に応じた内部留保のレベルと長期的な安定配当に配慮しつつ、株主の皆様にとっての収益性をより重視し、連結での配当性向20%~30%を目標とすることを考慮に加えた配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいる方針であります。

(4) 事業等のリスク

①市場環境の変化

当社グループは、主として自動車部品業界で活動し、取引先であります国内及び海外の主要自動車関連メーカーの生産ラインに同調して、製品の製造並びに販売を行っております。自動車関連メーカーは製品を販売している国または地域の経済状況の影響を受ける可能性があるため、日本はもとより、主要な市場である北米並びにアジアにおける景気、及びそれに伴う需要の変動、あるいは、当社グループ製品の装着率によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②為替変動の影響

当社グループは、全世界で幅広く生産、販売活動を行っていることから、当社グループの業績及び財務状況は為替相場の変動によって大きな影響を受けてきております。このため、短期的には一部先物為替予約による、為替リスクヘッジを実施するとともに、中長期的には、世界各地域での原材料、部品の調達体制の整備を進めておりますが、現在のところ、リスクを完全に回避することは困難であり、為替相場の急激な変動は当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③原材料の価格変動

当社グループの製品の主要原材料である鋼材及び樹脂の購入価格は、国内及び海外の市況並びに為替相場の変動の影響を受けます。それにより予期せぬ異常な変動が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④技術革新

自動車業界では部品の電子化が進む方向にあり、今後中長期的には、自動車機能の変革、進化が予想されます。 当社グループでは、このような電子化の動きに対応した新製品の開発・商品化に取組んでおりますが、今後の技術 革新が急速に進展した場合、当社グループが新製品の分野でもコントロールケーブルと同様の高い競争力を維持で きるかについては、不確実であります。

⑤知的財産

当社グループは、自社が製造並びに販売する製品に関する特許及び意匠・商標を保有し、もしくは権利を取得しております。これらの知的財産は、当社の事業拡大において過去・現在・将来にわたり重要性は変わりません。この様な知的財産が広範囲にわたって保護できないこと、また違法に侵害されることにより、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥品質保証

当社グループは品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。しかしながら、全ての製品に欠陥が無く 将来に損失が発生しないという保証はありません。欠陥の内容によっては多額の追加コストの発生や当社グループ の評価に影響を与え、それにより当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦海外進出に存在するリスク

当社グループは海外(主に北米及びアジア)においても事業活動を行っており、その重要性は高まる傾向にあります。これらの海外進出には以下のようなリスクが考えられます。

- a 予期しない法律または規制の変更
- b 不利な政治または経済要因
- c 人材の採用と確保の難しさ
- d ストライキ等の労働争議
- e テロ、戦争及びその他の要因による社会的混乱

⑧地震等の自然災害に係わる影響

当社グループでは、生産を維持するため、計画的に工場はじめ各施設の保守、点検に努めておりますが、地震、 風水害などで予想を超える災害が発生した場合には、これら施設に甚大な損害が生じ、それにより当社グループの 財務状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

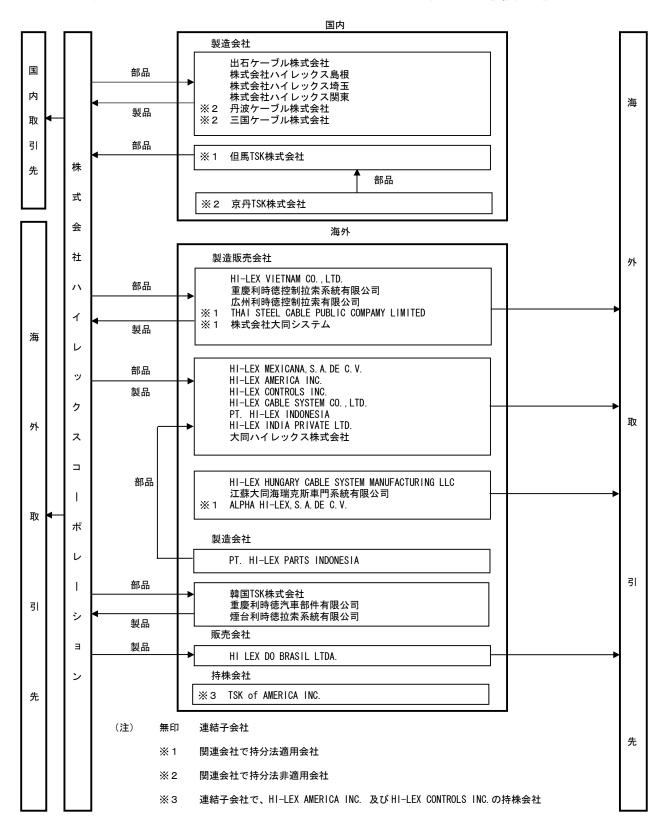
⑨投資有価証券の時価変動

当社グループは、主として営業上の取引関係維持・強化のため、取引先の株式を中心に当中間連結会計期間において投資有価証券を保有しておりますが、時価を有するものについては全て時価にて評価されており、株式相場等の時価変動の影響を受けております。なお、その他有価証券で時価のあるものについて、時価が取得原価に比べて著しく下落した場合、回復の可能性を考慮のうえ減損処理を行うこととしております。それにより当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2. 企業集団の状況

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び29社の子会社・関連会社により構成されており、その主な事業は、二・四輪用、産業機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル及び付属品の製造並びに販売であり、コントロールケーブル生産のための専用機の開発・製造・販売も行っております。なお、設計・研究開発は、当社が中心となって行っており子会社及び関連会社の統括機能を有しております。

なお、設計・研究開発は、当社が中心となって行っており子会社及び関連会社の統括機能を有しております。



3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「この仕事を通じて社会に貢献する。」、「この仕事を通じて立派な人を創る。」という創業者の理想を企業理念・企業文化として継承しながら、"日本の優良企業"から"世界の一流企業"への飛躍を図ることをハイレックスコーポレーションのグループとしての命題と考え、世界で活躍できるプロフェッショナルを育成し、優れた技術と人材を通じて地球社会に貢献することを目指しております。

また、経営信条に「良品・安価・即納」を掲げる当社グループでは、"イノベーションQCD" (品質・コスト・納期に革新を起こす体質改善活動) やVA・VE活動、ISO14001並びにISO/TS16949など様々な活動に取り組み、グループとしての品質向上とコスト削減を図る努力と社会貢献を一貫して続けております。当社グループにおきましては経営信条とともに、社訓に「信義誠実」「和衷協力」「不撓不屈」「業務奉仕」を掲げ、経営信条を実践する上で、社会倫理、社会規範を遵守する人を育成しております。そのようにして獲得した社会と顧客の信頼を基に、企業収益をあげ、社会に還元することが当社の社会的使命であると位置付けております。

当社は、以前より成果配分方式を採用し、その中で株主、顧客、従業員、社会(税金)の共存共栄を念頭に企業活動を行ってまいりました。

(2) 目標とする経営指標

目標とする経営指標といたしましては、利益配当の原資となる当期純利益の安定的な確保及び増大が最大の指標と考えております。それに続きまして、社業が健全に行われているかを示す営業利益、株主の皆様における収益指標でありますROE(株主資本利益率)、EPS(1株当たり利益)を重要と認識しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

長年培ったケーブルの製造技術とケーブルを使ったコントロールシステムの商品開発力は、当社の最大の強みでありますが、近年、お客様のニーズはケーブル単品といったシングルパーツからシステム商品やモジュール化された製品へと変化しております。ケーブルの需要が完全になくなってしまうとは考えにくいですが、お客様に対し、魅力的で有用なシステム商品を提案できなければ、中長期的に当社の業容は縮小していく可能性もあります。

加えて、お客様の価格低減への要請は引続き厳しく、そうした中で競合他社との競争も激しさを増しております。特に、ケーブル単品、ウインドレギュレータについては、品質や機能だけで決定的な競争優位性を確立することが難しくなってきており、価格競争力を維持・強化できるだけのコストダウンをさらに推進することが大きな課題となっています。

(4) 会社の対処すべき課題

企業活動のグローバル化が進展する中、お客様の海外での調達ニーズはますます強まっており、また、ライバル企業の海外進出も進んでいます。自動車業界のグローバル化が進むなかで、当社グループは以前より海外展開を大きな戦略課題として位置付け、早くから積極的に取組みを行っておりました。世界中どこでも、お客様に対し、ニーズを満たす製品を、競争力のある価格で、適時に供給できる体制を構築することが極めて重要となっております。また、グローバルな開発、生産体制を構築し世界最適調達・生産を実現することは、当社グループが製品の品質を保ちつつコストダウンを進め競争力を強化するためにも不可欠です。

このような事業環境を踏まえ、当社グループは中長期的な経営ビジョンとして以下の2つを掲げております。

- I. ケーブルで培った技術を活かし、コントロールシステムを中心とした創造性豊かなシステム製品企業としてお客様の満足と企業価値の向上を実現いたします。
- II. グローバルな開発、購買、生産、販売体制を確立・強化し、No. 1 の品質・価格・技術で世界シェア拡大を目指します。

このビジョンの達成のために次の4つを基本戦略としております。

開発力の強化

創造性豊かなシステム製品企業へとステップアップするために、開発体制・組織の再編・整備、電子 制御装置やソフトウェアなど分野毎に必要な人員を計画的に増強しております。

価格競争力の強化

CAPSと呼ばれる生産方法改善活動を通じて、生産性の向上、生産コスト低減に取り組むほか、VA・VE の推進により原価の低減を図っております。また、世界最適調達を実現するために資材購買価格の低減を実現しております。

グローバル展開

拡大が見込まれる、BRICsの新興市場での展開を推進するとともに、日、米、欧の成熟市場においては、各拠点のより効率的な運営体制の実現を図っております。

品質の確保・向上

不良品を流出させない仕組みを、組織的、科学的に構築、徹底することにより、お客様の信頼を獲得し競争力の強化を図ります。

また、本年度以降は上記に加え、次の目標も併せ実現してまいります。

- 営業利益率の改善
- 設備及び研究投資効率の増大
- · 日本版SOX法対応「内部統制」の構築・運用
- ERP Baanの導入

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

			連結会計期間 18年4月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年4月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金			17, 478			15, 986			18, 232	
2. 受取手形及び売掛 金	жз		19, 506			22, 556			20, 649	
3. 有価証券			2, 805			2, 624			2, 815	
4. たな卸資産			8, 807			10, 782			9, 625	
5. 繰延税金資産			1, 315			1, 309			1, 300	
6. その他			1, 784			2, 058			1, 445	
貸倒引当金			△113			△86			△61	
流動資産合計			51, 584	45. 6		55, 232	47. 8		54, 007	47. 5
Ⅱ 固定資産										
1. 有形固定資産	※ 1									
(1) 建物及び構築物		7, 383			7, 502			7, 546		
(2) 機械装置及び運 搬具		10, 131			11, 065			11, 060		
(3) 土地		3, 528			4, 077			3, 868		
(4) その他		3, 425	24, 469		4, 730	27, 376		3, 039	25, 515	
2. 無形固定資産										
(1) のれん		_			279			301		
(2) 連結調整勘定		277			_			_		
(3) その他		809	1, 086		1, 359	1, 638		896	1, 198	
3. 投資その他の資産										
(1) 投資有価証券		33, 691			28, 946			30, 592		
(2) 繰延税金資産		135			67			61		
(3) その他		2, 121			2, 185			2, 231		
貸倒引当金		Δ1	35, 947		Δ2	31, 197		Δ1	32, 884	
固定資産合計			61, 503	54. 4		60, 212	52. 2		59, 597	52. 5
資産合計			113, 087	100.0		115, 444	100.0		113, 605	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年4月30日)				当中間連結会計期間末 (平成19年4月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年10月31日)		長
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1. 支払手形及び買掛 金			13, 651			15, 584			13, 819	
2. 短期借入金			436			646			808	
3. 未払法人税等			863			1, 037			1, 048	
4. 繰延税金負債			239			36			11	
5. 賞与引当金			1, 077			1, 221			1, 378	
6. 役員賞与引当金			_			17			40	
7. 製品保証引当金			712			929			774	
8. その他			3, 105			3, 850			3, 404	
流動負債合計			20, 085	17. 8		23, 324	20. 2		21, 284	18.7
Ⅱ 固定負債										
1. 長期借入金			1, 000			1, 000			1, 000	
2. 繰延税金負債			12, 146			9, 676			10, 721	
3. 退職給付引当金			1, 072			1, 064			1, 099	
4. 役員退職慰労引当 金			296			316			317	
5. 長期未払金			442			279			439	
固定負債合計			14, 957	13. 2		12, 335	10. 7		13, 577	12.0
負債合計			35, 042	31. 0		35, 659	30. 9		34, 862	30. 7
(少数株主持分)									-	
少数株主持分			1, 950	1. 7		_	-		_	-
(資本の部)										
I 資本金			5, 657	5. 0		_	-		_	-
Ⅱ 資本剰余金			7, 105	6. 3		_	-		_	-
Ⅲ 利益剰余金			53, 916	47. 7		_	-		_	-
IV その他有価証券評価 差額金			12, 982	11.5		-	-		_	_
V 為替換算調整勘定			△3, 495	△3. 1		_	-		_	-
VI 自己株式			△71	△0.1		_	-		_	-
資本合計			76, 095	67. 3		_	-		_] –
負債、少数株主持分 及び資本合計			113, 087	100. 0			_		_	_

(株)ハイレックスコーポレーション (7279) 平成 19 年 10 月期中間決算短信

			前中間連結会計期間末 (平成18年4月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年4月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)											
I 株主資本											
1. 資本金			_	-		5, 657	4. 9		5, 657	5. 0	
2. 資本剰余金			_	_		7, 105	6. 2		7, 105	6. 2	
3. 利益剰余金			_	-		56, 627	49. 1		55, 520	48. 9	
4. 自己株式			_	-		△75	△0.1		△73	△0.1	
株主資本合計			_	-		69, 314	60. 1		68, 209	60.0	
Ⅱ 評価・換算差額等											
1. その他有価証券評 価差額金			_	_		9, 828	8. 5		10, 948	9. 6	
2. 繰延ヘッジ損益			_	_		△23	△0.0		- 1	-	
3. 為替換算調整勘定			_	-		△1,805	△1.6		△2, 772	△2. 4	
評価・換算差額等合 計			-	_		7, 999	6. 9		8, 175	7. 2	
Ⅲ 少数株主持分			_	-		2, 471	2. 1		2, 357	2. 1	
純資産合計			_	-		79, 785	69. 1		78, 742	69. 3	
負債純資産合計			_	_		115, 444	100.0		113, 605	100.0	

(2) 中間連結損益計算書

(2) 中間連結損益計算書											
		(自 平	∄連結会計期間 成17年11月 1 Ⅰ 成18年 4 月30Ⅰ	B	(自 平	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			57, 162	100.0		65, 628	100.0		117, 120	100.0	
Ⅱ 売上原価			48, 768	85. 3		56, 937	86.8		100, 697	86. 0	
売上総利益			8, 394	14. 7		8, 690	13. 2		16, 422	14. 0	
Ⅲ 販売費及び一般管理 費	※ 1		6, 076	10. 6		6, 839	10. 4		11, 543	9. 8	
営業利益			2, 318	4. 1		1, 851	2. 8		4, 879	4. 2	
Ⅳ 営業外収益											
1. 受取利息		197			221			416			
2. 受取配当金		94			180			240			
3. 持分法による投資 利益		212			53			242			
4. 受取技術指導料		79			79			168			
5. 為替差益		26			113			194			
6. その他		203	813	1.4	165	814	1. 2	465	1, 727	1. 5	
V 営業外費用											
1. 支払利息		14			30			21			
2. その他		33	47	0.1	32	62	0.0	52	73	0. 1	
経常利益			3, 084	5. 4		2, 603	4. 0		6, 532	5. 6	
VI 特別利益											
1. 固定資産売却益	※ 2	47			16			78			
2. 貸倒引当金戻入益		_			_			3			
3. 受取補償金	жз	_	47	0.1	82	98	0. 2	_	82	0.1	
Ⅷ 特別損失											
1. 社名変更費用		36			2			73			
2. 役員退職金		75			_			75			
3. 固定資産売却損	※ 4	0			0			12			
4. 固定資産除却損	※ 5	26			21			77			
5. 仕入先関連損失		_			14			_			
6. 子会社清算損		_	138	0.3	22	62	0. 2	_	238	0. 3	
税金等調整前中間 (当期)純利益			2, 993	5. 2		2, 640	4. 0		6, 376	5. 4	
法人税、住民税及 び事業税		1, 002			1, 160			2, 381			
法人税等調整額		127	1, 129	2. 0	△211	948	1.4	△64	2, 317	2. 0	
少数株主利益			183	0.3		183	0.3		431	0.3	
中間(当期)純利益			1, 680	2. 9		1, 508	2.3		3, 628	3. 1	

(3) 中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 中間連結剰余金計算書

- 中间廷帕利尔亚司			
		(自 平成17	結会計期間 年11月1日 年4月30日)
区分	注記 番号	 金額(ī 	百万円)
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			7, 105
Ⅱ 資本剰余金中間期末残 高			7, 105
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			52, 836
Ⅱ 利益剰余金増加高			
1. 中間純利益		1, 680	
2. 持分法適用会社減少による剰余金増加高		12	1, 693
Ⅲ 利益剰余金減少高			
1. 配当金		534	
2. 役員賞与		38	
3. 従業員奨励及び福利 基金		40	613
IV 利益剰余金中間期末残 高			53, 916
L			

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成18年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	55, 520	△73	68, 209		
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当			△343		△343		
従業員奨励及び福利基金			△57		△57		
中間純利益			1, 508		1, 508		
自己株式の取得				Δ2	Δ2		
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	_	1, 107	Δ2	1, 104		
平成19年4月30日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	56, 627	△75	69, 314		

		評価・換				
	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	為替換算調整勘 定	評価・換算差額 等合計	少数株主持分	純資産合計
平成18年10月31日 残高 (百万円)	10, 948	1	△2, 772	8, 175	2, 357	78, 742
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△343
従業員奨励及び福利基金						△57
中間純利益						1, 508
自己株式の取得						Δ2
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△1, 120	△23	967	△175	113	△62
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1, 120	△23	967	△175	113	1, 042
平成19年4月30日 残高 (百万円)	9, 828	△23	△1,805	7, 999	2, 471	79, 785

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成17年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	52, 836	△68	65, 529		
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△877		△877		
役員賞与			△38		△38		
持分法適用会社の減少			12		12		
従業員奨励及び福利基金			△40		△40		
当期純利益			3, 628		3, 628		
自己株式の取得				△4	△4		
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	_	_	2, 684	△4	2, 679		
平成18年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	55, 520	△73	68, 209		

		評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計	
平成17年10月31日 残高 (百万円)	9, 822	△3, 671	6, 151	2, 026	73, 707	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△877	
役員賞与					△38	
持分法適用会社の減少					12	
従業員奨励及び福利基金					△40	
当期純利益					3, 628	
自己株式の取得					△4	
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	1, 125	898	2, 024	331	2, 355	
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1, 125	898	2, 024	331	5, 035	
平成18年10月31日 残高 (百万円)	10, 948	△2, 772	8, 175	2, 357	78, 742	

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(4) 中间建稿キャッシュ・		前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		2, 993	2, 640	6, 376
減価償却費		1, 757	1, 836	3, 721
貸倒引当金の増減額 (減少:Δ)		Δ3	23	△57
退職給付引当金の増 減額(減少:△)		99	△52	120
賞与引当金の増減額 (減少: Δ)		△245	△157	53
役員賞与引当金の増 加額		_	17	40
製品保証引当金の増 減額(減少:Δ)		335	137	383
受取利息及び受取配 当金		△291	△402	△656
支払利息		14	30	21
為替差損益 (差益: △)		△95	△123	△233
有形固定資産売却損 益(益:Δ)		△47	△16	△66
持分法による投資損 益(益: Δ)		△212	△53	△242
売上債権の増減額 (増加:Δ)		△1, 121	△1, 668	△2, 012
たな卸資産 の 増減額 (増加:Δ)		△1, 251	△956	△1, 844
その他流動資産の増 減額(増加: Δ)		△426	△513	△48
仕入債務の増減額 (減少:△)		1, 670	1, 538	1, 655
その他流動負債の増 減額(減少:△)		157	△66	237
確定拠出年金移行に 伴う長期未払金の増 減額(減少: △)		△151	△160	△154
役員賞与の支払額		△38	△40	△38
その他		17	86	224
小計		3, 161	2, 097	7, 478

		前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利息及び配当金の受 取額		290	411	675
利息の支払額		△17	△31	△22
法人税等の支払額		△625	△1, 201	△1,868
営業活動によるキャッ シュ・フロー		2, 808	1, 275	6, 262
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入によ る支出		△173	△173	△186
定期預金の払戻によ る収入		73	173	86
有形固定資産の取得 による支出		△2, 301	△2, 953	△4, 744
有形固定資産の売却 による収入		76	10	177
無形固定資産の取得 による支出		_	△262	△277
投資有価証券の取得 による支出		△1, 599	Δ0	△1,969
投資有価証券の償還 による収入		_	200	_
貸付による支出		Δ11	△45	△104
貸付金の回収による 収入		27	33	58
その他		△156	△137	△71
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△4, 066	△3, 154	△7, 032

		,			
			前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ш	財務活動によるキャッ シュ・フロー				
	短期借入金の純増減 額(減少:△)		△238	△171	117
	自己株式の純増減額 (増加:Δ)		Δ2	Δ2	△4
	配当金の支払額		△534	△343	△877
	少数株主への配当金 の支払額		△362	△114	△427
	少数株主への株式の 発行による収入		102	_	102
	その他		_	_	Δ0
	財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1, 034	△632	△1, 089
IV	現金及び現金同等物に 係る換算差額		168	274	499
V	現金及び現金同等物の 増減額(減少:Δ)		△2, 124	Δ2, 236	Δ1, 360
VI	現金及び現金同等物の 期首残高		21, 996	20, 636	21, 996
VΙΙ	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	*	19, 872	18, 399	20, 636

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	ー 中间理和別份的衣TF成のための基本と		
(1) 連結子会社の数 20社 主要な連結子会社名 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX CONTROLS IN	(自 平成17年11月1日	(自 平成18年11月1日	(自 平成17年11月1日
主要な連絡子会社名 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX AMER	1. 連結範囲に関する事項	1. 連結範囲に関する事項	1. 連結範囲に関する事項
主要な連絡子会社名 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 位 HI-LEX AMER	(1) 連結子会社の数 20社	(1) 連結子会社の数 22社	(1) 連結子会社の数 22社
HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX CONTROLS INC. HI-LEX			'' '= '' ' '
HI-LEX AMERICA INC. 他 HI-LEX AMERICA INC. は、HI-LEX CORPORATIOが対名変更を行ったもので あります。 (2) 連結子会社の増加 当中間連結会計期間における連結子会 社の増加はありません。 (3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 (3) 連結子会社の減少 同左 (1) 持分法適用の非連結子会社の対 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の財連会社の数 該当する会社はありません。 (3) 持分法適用の財連会社の数 深圳利時億拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸素に与える影響が極りて軽微で 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 次別 中間連結会計期間において持分法適 用範囲より除外しております。 (4) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (5) 持分法適用の関連会社の数 なが、当中間連結会計期間において持分法を適用しない非連結子会社の減少 が連結会計年度において持分法を適用しない再分法適 用範囲より除外しております。 (4) 持分法適用の関連会社の数 なが、かつ、全体としても重要性がないたか、持分法の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない関連会社の表 なが、対域に対して対域に対して対域に対して対域を対域の下野が、あるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない関連会社の表 なが、対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域を対域の下野が、かつ、全体としても重要性がないたが、持分法の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル様、丹波ケーブル構及び京丹TSK 株)は、それぞれ中間連結検担益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないたが、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル様、アジスを通用しない関連会社(三国ケーブル様、丹波ケーブル機とび京丹TSK 株)は、それぞれ中間連結検担益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないたが、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル様、丹波ケーブル機とび京丹TSK 株)は、当期検担を(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微でるり、かつ、「大会」と同様に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域に対して対域と(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微でるり、かつ、「大会」と同様に対して対域と「大会」と同様に対して対域と「大会」と同様に対して対域と「大会」と同様に対して対域と「大会」と同様に対して対域と「大会」と同様に対して対域と同様に対し対域と同様に対して対域と同様に対して対域と同様に対して対域と同様に対して対域と同様に対し対域と同様に対して対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対して対域と同様に対し対域と同様に対して対域と同様に対し対域と同様に対して対域と同様に対しに対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対しに対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対しに対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し、対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対域と同様に対域と同様に対域と同様に対域と同様に対し対域と同様に対し対域と同様に対域と同様に対し対域と同様に対			
HI-LEX AMERICA INC. は、HI-LEX CORPORATIONが社名変更を行ったものであります。 (2) 連結子会社の増加			
(2) 連結子会社の増加 当中間連結会計期間における連結子会 社の増加はありません。 (3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 (3) 連結子会社の減少 同左 (4) 持分法適用の財連結子会社の救 該当する会社はありません。 (5) 連結子会社の減少 同左 (6) 連結子会社の減少 同左 (7) 連結子会社の減少 同左 (8) 連結子会社の減少 同左 (9) 連結子会社の減少 同左 (1) 持分法適用の財連結子会社の救 該当する会社はありません。 (2) 連結子会社の減少 同左 (3) 連結子会社の減少 同左 (4) 持分法適用の財連結子会社の救 定理利制時侵地素系統有限公司は、中間連結会計期間より特分法適 用範囲より除外しております。 (5) 持分法適用の財連会社の減少 定理利制時侵地素系統有限公司は、中間連結会計期間より特分法適 用範囲より除外しております。 (6) 持分法適用の財連会社の減少 定地無常系統有限公司は、連結 計期間において清算結了いたしました。 (3) 持分法適用の関連会社の減少 定理利時核地素系統有限公司は、連結 計期間において清算結了いたしました。 (3) 持分法適用の関連会社の減少 定理利時核地素系統有限公司は、連結 計期間において清算結了いたしました。 (3) 持分法を適用しない関連会社の減少 定理利時核地素系統有限公司は、連結 計期間において清算結了いたしました。 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー ブル㈱、丹波ケーブル構及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結解機会 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー ブル㈱、丹波ケーブル構及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結解機会 (持分に見合う額) ない利益 を表別、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー ブル㈱、丹波ケーブル構及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結解機会 (持分に見合う額) ない利益を関するとしても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー ブル㈱、丹波ケーブル構及び京丹TSK 機)は、半期軽機長 (持分に見合う額) ない利益的会と(持分に見合う額)なび利益的会と(持分に見合う額)なび利益的会と(持分に見合う額)なび利益的会と(持分に見合う額)なび利益的会と(持分に見合う額)なび利益的会と(持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、会別を対していりませい。 (5) 連結子会社の減少 第2 対なが表していりは、2 持分法を適用しない非連結子会社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 を対なられる対は、2 持分法を適用しない非連結子会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー ブル㈱、丹波ケーブル構及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連続性がないため、持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、2 に対しないませい。	HI-LEX AMERICA INC. 他	HI-LEX AMERICA INC. 他	HI-LEX AMERICA INC. 他
当中間連結会計期間における連結子会社の減少	CORPORATIONが社名変更を行ったもので		
(3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の減少 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時德拉素系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用にない非連結子会社で (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 の	(2) 連結子会社の増加	(2) 連結子会社の増加	(2) 連結子会社の増加
(3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の減少 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の対 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時億拉素系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断し て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 が 計期間において持分法を適用しない非連結子会社の減少 が 計期間において持分法を適用しない、非連結会計解的におります。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (4) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (5) 持分法適用の関連会社であった深圳利時、億拉案系統有限公司は、連結 財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル側及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)といため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、2、2 を持分に見合う額)をによる影響が極めて軽微であり、かつ、2 をはしています。 は、2 対域対域と (持分に見合う額) ないは対域と (持分に見合う額) ないは対域対域と (持分に見合う額) ないは対域と (持分に見合う額) ない関連会社 (対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対	当中間連結会計期間における連結子会	同左	HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM
(3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の減少 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の対 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時億拉素系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断し て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 が 計期間において持分法を適用しない非連結子会社の減少 が 計期間において持分法を適用しない、非連結会計解的におります。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (4) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (5) 持分法適用の関連会社であった深圳利時、億拉案系統有限公司は、連結 財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル側及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺余金 (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)及び利益刺索と (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)といため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (素) は、それぞれ中間連結結構造 (持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、2、2 を持分に見合う額)をによる影響が極めて軽微であり、かつ、2 をはしています。 は、2 対域対域と (持分に見合う額) ないは対域と (持分に見合う額) ないは対域対域と (持分に見合う額) ないは対域と (持分に見合う額) ない関連会社 (対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対	社の増加はありません。		MANUFACTURING LLC及び江蘇大同海瑞克
(3) 連結子会社の減少 当中間連結会計期間における連結子会 社の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸義に与える影響が移動する 用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 深圳利時の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸義に与える影響がも判断し て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (4) 持分法を適用しない財連会社 (三国ケープル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル機、大れぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)を引しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケープル機、乃京子SKと適用しない関連会社(三国ケープル機、丹波ケーブル機、丹波が長の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル機、丹波ケーガル機及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益刺余金(持分に見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)なび利益刺会を(持分に見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)なび利益刺会を(持分に見合う額)を(行りに見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)を(行りに見合う額)及び利益刺会を(持分に見合う額)を(行りに見合ないません。(利は大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大			
(3) 連結子会社の減少当中間連結会計期間における連結子会社の減少同左 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間連結財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社主要な会社名 但馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の数 4社主要な会社名 の			
当中間連結会計期間における連結子会社の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響が極めて軽微で あった。 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (国馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (国馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (国馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法適用とない非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結 財務諸義に与える影響が極のて軽微で あった。 持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない関連会社の数 4社 主要な会社名 (国馬TSK(㈱ 他3社 (2) 持分法を適用とない非連結子会社であった深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結 財務諸義に与える影響が極のて軽微で あっため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(ペア・ブル(株)の表としても重要性がない ため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (深圳利時徳拉索系統有限公司)は、当期組担益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) なび利益則余金 (持分に見合う額) ないます。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)、丹波ケーブル(株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)、丹波ケーブル(株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)、丹波ケーブル(株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)、月波ケーブル(株)のより除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)、月波ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のより除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のより除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法の第2を通用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法の関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法の関連会社 (三国ケーブル(株)のよりに対しております。 (4) 持分法を通用しない関連会社 (三国ケーズ・大)の第2を通用を対しております。 (4) 持分法の関連会社 (三国ケーズ・大)のよりに対しておりに対しております。 (4) 持分法の表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	(2) 海结子合社の減小	(2) 海姑又会社の減小	
注の減少はありません。 2. 持分法の適用に関する事項			
2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断して、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社であった深圳利時 徳拉索系統有限公司は、連結 財務諸表に与える影響から判断して、当中間連結会計期間より持分法適用 しない非連結子会社であった深圳利時 徳拉索系統有限公司は、当中間連結会計期間において清算結ていたしました。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (国馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結 財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱) は、当期純損益(持分に見合う額)等に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、かつ、		旧在	
(1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当する会社はありません。 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断し て、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社であった深圳利時 徳拉索系統有限公司は、当中間連結会計期間より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法適用の関連会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (日馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社であった深圳利時 徳拉索系統有限公司は、連結財務諸表に与える影響が極めて軽微であるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法を適用しない財連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) なび利益剰余金 (持分に見合う額) なび利益刺余金 (持分に見合う額) なび利益刺余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) なび利益剰余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
主要な会社名 (2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断し て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (4) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 (5) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、子波・高部・高に、当期純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK) (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をは、当期純損益(持分に見合う額)をは、当期純損益(持分に見合う額)をは、当期純損益(持分に見合う額)等に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
(2) 持分法適用の非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間 連結財務諸表に与える影響から判断し て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社の減少 深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結 財務諸表に与える影響が極めて軽微で あるため、持分法の適用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)をいつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、	(1) 持分法適用の非連結子会社の数	(1) 持分法適用の関連会社の数 4社	(1) 持分法適用の関連会社の数 4社
(2) 持分法適用の非連結子会社の減少深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間連結財務諸表に与える影響から判断して、当中間連結会計期間より持分法適用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をび利益判余金(持分に見合う額)をび利がしため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をび利益判余金(持分に見合う額)をび利益判金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をする影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)をする影響が極めて軽微であり、かつ、	該当する会社はありません。	主要な会社名	主要な会社名
深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間連結射務諸表に与える影響から判断して、当中間連結会計期間より持分法適用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない非連結子会社(深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結財間において清算結了いたしました。 (6) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、及び利益剰余金(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (6) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (6) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をより除外しております。 (7) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、当期純損益(持分に見合う額)をよりに見合う額)をい利益剰余金(持分に見合う額)をい利益利益利益の対益利益利益利益利益の対益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益		但馬TSK㈱ 他3社	但馬TSK㈱ 他3社
連結財務諸表に与える影響が極めて軽微で て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK(㈱) 他3社 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 及び利益剰余金(持分に見合う額)及び利法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額) 及び利法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額) 及び利法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 及び利益利余金(持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 人。それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル(株) 人。当期純損益(持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、	(2) 持分法適用の非連結子会社の減少	(2) 持分法を適用しない非連結子会社の減	(2) 持分法適用会社の減少
て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)及び利益利金の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、かつ、を体としても重要性がないため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、第15年の表別をは、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、かつ、で利益利金金(持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、	深圳利時徳拉索系統有限公司は、中間	少	深圳利時徳拉索系統有限公司は、連結
て、当中間連結会計期間より持分法適 用範囲より除外しております。 (3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK 機)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)及び利益利金の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (機) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、かつ、を体としても重要性がないため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、第15年の表別をは、当期純損益(持分に見合う額)をいて発売であり、かつ、で利益利金金(持分に見合う額)をに与える影響が極めて軽微であり、かつ、	連結財務諸表に与える影響から判断し	前連結会計年度において持分法を適用	財務諸表に与える影響が極めて軽微で
(3) 持分法適用の関連会社の数 4 社 主要な会社名 (国馬TSK㈱ 他3社 (国馬TSK㈱ 他3社 (国馬TSK㈱ であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (ス川利時徳拉索系統有限公司) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益利余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) をは、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、2 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
(3) 持分法適用の関連会社の数 4 社 主要な会社名 但馬TSK(株) 他 3 社 は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)のは、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいった。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)のは、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)をいった。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の流戸 (持分に見合う額)をいっため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル株)の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない非連結子会社(深圳利時徳拉索系統有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)等にあり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (5) 持分法を適用しない非連結子会社(深圳利時徳拉索系統有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)等に見合う額)等に見合う額)等に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
(3) 持分法適用の関連会社の数 4社 主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社 (3) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)をいため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)で、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)で、ウェージル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)なび利益剰余金(持分に見合う額)をいため、持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)をいて利益を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)をいて利益・関連会社(三国ケーブル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	加電四のファバーのではフェッ。		0 (13) &) .
主要な会社名 但馬TSK㈱ 他3社	(3) 持公注適用の関連会社の数 4 社		(3) 持公注を適用したい非連結ス会社
(4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) なび利益利余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK(㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)をに見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK(㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK(㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、	但馬ISN(株) 他3在		
あり、かつ、全体としても重要性がない 体としても重要性がないため、持分法 の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (㈱) は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微で			
ため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微で ため、持分法の適用範囲より除外しております。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱入び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			
ります。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微で ります。 (4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、		あり、かつ、全体としても重要性がない	体としても重要性がないため、持分法
(4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、それぞれ中間連結純損益 (持分に見合う額) なび利益剰余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微で (4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケーブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK (株) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、		ため、持分法の適用範囲より除外してお	の適用範囲より除外しております。
ブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK ㈱)は、それぞれ中間連結純損益(持分 に見合う額)及び利益剰余金(持分に見 合う額)等に与える影響が極めて軽微で		ります。	
(株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額) に見合う額)及び利益剰余金(持分に見 合う額)等に与える影響が極めて軽微で (株)は、当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等に 与える影響が極めて軽微であり、かつ、	(4) 持分法を適用しない関連会社 (三国ケー		(4) 持分法を適用しない関連会社(三国ケー
(株) は、それぞれ中間連結純損益(持分に見合う額) に見合う額)及び利益剰余金(持分に見 合う額)等に与える影響が極めて軽微で (株)は、当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等に 与える影響が極めて軽微であり、かつ、	ブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK		ブル㈱、丹波ケーブル㈱及び京丹TSK
に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に 合う額)等に与える影響が極めて軽微で 与える影響が極めて軽微であり、かつ、	(株) は、それぞれ中間連結純損益(持分		㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)
合う額)等に与える影響が極めて軽微であり、かつ、			l
	あり、かつ、全体としても重要性がない		全体としても重要性がないため、持分法
ため、持分法の適用範囲より除外しております。			
ります。			
7 5 7 0	7 6 7 0		

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

前連結会計年度 平成17年11月1日 (白 至 平成18年10月31日)

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日が中間連結決 算日と異なる会社は次のとおりでありま す。

9 0	
会社名	中間 決算日
HI-LEX MEXICANA, S. A. DE C. V.	
重慶利時徳控制拉索系統有 限公司	
HI LEX DO BRASIL LTDA.	
広州利時徳控制拉索有限公 司	6月30日
重慶利時徳汽車部件有限公 司	
煙台利時徳拉索系統有限公 司	
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	9月30日
TSK of AMERICA INC.	
HI-LEX AMERICA INC.	
HI-LEX CONTROLS INC.	
HI-LEX VIETNAM CO., LTD.	
HI-LEX CABLE SYSTEM CO., LTD.	3月31日
大同ハイレックス株式会社	
PT. HI-LEX INDONESIA	
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	

中間連結財務諸表の作成に当たっては、 中間決算日が6月30日の子会社及び9月 30日の子会社については、3月31日現在 で実施した仮決算に基づく中間財務諸表 を使用し、中間決算日が3月31日の子会 社については、同日現在の中間財務諸表 を使用し、中間連結決算日との間に生じ た重要な取引については、連結上必要な 調整を行っております。

なお、PT. HI-LEX INDONESIA及びPT. HI-LEX PARTS INDONESIAにつきましては、 当期より決算日が12月31日から9月30日に 変更となっております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日が中間連結決 算日と異なる会社は次のとおりでありま

会社名	中間 決算日
HI-LEX MEXICANA, S. A. DE C. V.	
重慶利時徳控制拉索系統有 限公司	
広州利時徳控制拉索有限公 司	
重慶利時徳汽車部件有限公司	6月30日
HI LEX DO BRASIL LTDA.	
煙台利時徳拉索系統有限公司	
江蘇大同海瑞克斯車門系統 有限公司	
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	9月30日
TSK of AMERICA INC.	
HI-LEX AMERICA INC.	
HI-LEX CONTROLS INC.	
HI-LEX VIETNAM CO., LTD.	
PT. HI-LEX INDONESIA	
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	3月31日
HI-LEX CABLE SYSTEM CO., LTD.	
大同ハイレックス株式会社	
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	

中間連結財務諸表の作成に当たっては、 中間決算日が6月30日の子会社及び9月 30日の子会社については、3月31日現在 で実施した仮決算に基づく中間財務諸表 を使用し、中間決算日が3月31日の子会 社については、同日現在の中間財務諸表 を使用し、中間連結決算日との間に生じ た重要な取引については、連結上必要な 調整を行っております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項 連結子会社の決算日が連結決算日と異 なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
HI-LEX MEXICANA, S. A. DE C. V.	
重慶利時徳控制拉索系統有 限公司	
広州利時徳控制拉索有限公 司	
重慶利時徳汽車部件有限公 司	12月31日
HI LEX DO BRASIL LTDA.	
煙台利時徳拉索系統有限公 司	
江蘇大同海瑞克斯車門系統 有限公司	
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	3月31日
TSK of AMERICA INC.	
HI-LEX AMERICA INC.	
HI-LEX CONTROLS INC.	
HI-LEX VIETNAM CO., LTD.	
PT. HI-LEX INDONESIA	
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	9月30日
HI-LEX CABLE SYSTEM CO., LTD.	
大同ハイレックス株式会社	
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	

連結財務諸表の作成に当っては、決算 日が12月31日の子会社及び3月31日の子 会社については、9月30日現在で実施し た仮決算に基づく財務諸表を使用し、決 算日が9月30日の子会社については、同 日現在の財務諸表を使用し、連結決算日 との間に生じた重要な取引については、 連結上必要な調整を行っております。

なお、PT. HI-LEX INDONESIA、PT. HI-LEX PARTS INDONESIAは当連結会計年度に おいて決算日を12月31日から9月30日に 変更しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券 同左
- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券 満期保有目的の債券 同左

満期保有目的の債券

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は主として移動平均法により算 定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ② デリバティブ 時価法 ③ たな卸資産 主として総平均法に基づく原価基 準により評価しております。 HI-LEX AMERICA INC.、HI-LEX CONTROLS INC.、HI-LEX	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原 価は主として移動平均法により 算定しております。) 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 同左	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 主として移動平均法により算定 しております。) 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 同左
MEXICANA, S. A. DE C. V. 及びHI LEX DO BRASIL LTDA. は、先入先出法に基づく低価基準によっております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとお	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左
りであります。 建物及び構築物 7~50年 機械装置及び運搬具 3~15年 その他(工具器具備品)	② 無形固定資産 同左	② 無形固定資産 同左

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月 1 日	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日
至 平成17年11月1日	至 平成19年4月30日)	至 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
	 (3) 重要な引当金の計上基準	 (3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に	同左	同左
備えるため、当社及び国内連結子		
会社は一般債権については貸倒実		
績率により、貸倒懸念債権等特定		
の債権については、個別に回収可		
能性を勘案し、回収不能見込額を		
計上しております。また在外連結		
子会社は主として特定の債権につ		
いて回収不能見込額を計上してお		
ります。	@ ## E = 1.11 A	@ ## E = U. A
② 賞与引当金	② 賞与引当金	② 賞与引当金
当社及び一部の連結子会社では、 従業員に対して支給する賞与の支	同左	当社及び一部の連結子会社では、 従業員に対して支給する賞与の支
世に充てるため、支給見込額に基		世来員に対して文品する真子の文 出に充てるため、支給見込額に基
づき当中間連結会計期間負担額を		づき当連結会計年度負担額を計上
計上しております。		しております。
3	③ 役員賞与引当金	③ 役員賞与引当金
	役員の賞与の支給に充てるため、	同左
	支給見込額に基づき計上しており	
	ます。	
④ 製品保証引当金	④ 製品保証引当金	④ 製品保証引当金
製品に係るクレーム費用の支出に	同左	同左
備えるため、クレーム費用の発生		
可能性を勘案し、将来支出見込額		
を計上しております。		
(追加情報) 当社及び連結子会社は、従来、製		
品に係るクレーム費用については		
支出時の費用として処理しており		
ましたが、前連結会計年度下半期		
においてクレーム費用の金額的重		
要性が増したことから、前連結会		
計年度より製品に係るクレーム費		
用の支出に備えるため、クレーム		
費用の発生可能性を勘案し、将来		
支出見込額を引当計上することと		
いたしました。		
この変更に伴い、従来の方法によっ		
た場合に比べ、売上原価が359百万		
円増加し、売上総利益、営業利益、		
経常利益、税金等調整前当期純利 益がそれぞれ同額減少しておりま		
金がそれぞれ回観減少しております。		
7 0		l

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日) 前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

⑤ 退職給付引当金

当社、国内子会社及び一部在外子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見期に基づき、当中間連結会計別といるを計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金に充てる ため、内規に基づく中間期末要支 給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦 通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決 算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理してお ります。なお、在外子会社等の資産及 び負債は、中間決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、収益及び費用は 期中平均相場により円貨に換算し、換 算差額は、少数株主持分及び資本の部 における為替換算調整勘定に含めてお ります。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

⑤ 退職給付引当金

当社、国内子会社及び一部在外子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、 内規に基づく中間期末要支給額を 計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦 通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決 算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理してを ります。なお、在外子会社等の資産及 び負債は、中間決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、収益及び費用は 期中平均相場により円貨に換算し、換 算差額は、純資産の部における為替換 算調整勘定及び少数株主持分に含めて おります。

- (5) 重要なリース取引の処理方法 同左
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)商品先物取引 (ヘッジ対象)商品現物取引
- ③ヘッジ方針

主として内規に基づき、商品価格変動 リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動 の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額 の比率によって有効性を評価しており ます。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

同左

⑤ 退職給付引当金

当社、国内子会社及び一部在外 子会社は、従業員の退職給付に備 えるため、当連結会計年度末にお ける退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当連結会計期間 末において発生していると認め れる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計 年度の発生時の従業員平均残存勤 務期間以内の一定の年数(14年) による定額法によりそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理す ることとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、 内規に基づく期末要支給額を計上 しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦 通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円 貨に換算し、収益及び費用は期中平均 相場により円貨に換算し、換算差額は、 純資産の部における為替換算調整勘定 及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法 同左

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(7) その他中間連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税等は税抜方式により処理しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成17年11月1日	(自 平成18年11月1日	(自 平成17年11月1日
	至 平成18年4月30日)	至 平成19年4月30日)	至 平成18年10月31日)
5.	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5. 連結キャッシュ・フロー計算書における 資金の範囲 同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更							
前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)					
1. 固定資産の減損に係る会計基準 当中間連結会計期間より固定資産の 減損に係る会計基準(「固定資産の減 損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月 9日))及び「固定資産の減損に係る 会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第6号 平成15年10月31日) を適用しております。これによる損益 に与える影響はありません。	1. ———	1. 固定資産の減損に係る会計基準 当連結会計年度から「固定資産の減 損に係る会計基準」(「固定資産の減損 に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9 日))及び「固定資産の減損に係る会計 基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適 用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。					
2.	2. 役員賞与に関する会計基準 当中間連結会計期間から「役員賞与 に関する会計基準」(企業会計基準委 員会 平成17年11月29日 企業会計基 準第4号)を適用しております。これ により、従来の方法と比較して、営業 利益、経常利益及び税金等調整前中間 純利益はそれぞれ17百万円減少してお ります。	2. 役員賞与に関する会計基準 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第 4号)を適用しております。これにより、従来の方法と比較して、営業利益、 経常利益及び税金等調整前当期純利益 はそれぞれ40百万円減少しております。					
3.	3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準等の適用指針」(企業会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は77,337百万円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当賃借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。	3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当連結会計年度から「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準第5号)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」(企業会計基 準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準 等の適用指針」(企業会計基 準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準 の適用指針第8号)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は76,385百万円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借 対照表の純資産の部については、改正前の連結財務諸表規則により作成して おります。					

表示方法の変更

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成17年11月1日	(自 平成18年11月1日
至 平成18年4月30日)	至 平成19年4月30日)
	中間連結財務諸表規則の改正に伴い、前中間連結会計期間において無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「営業権」(前中間連結会計期間末残高14百万円)及び無形固定資産に区分掲記しておりました「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間より、合算して「のれん」として表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)
	投資活動によるキャッシュ・フローの「無形固定資産の取得による 支出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりま したが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前 中間連結会計期間の「その他」に含まれている「無形固定資産の取得 による支出」は154百万円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年4月30日)					
 ※1 有形固定資産の減価償却累計額 32,015百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 ALPHA HI-LEX, (980千米 S. A. DE C. V. ドル) 	 ※1 有形固定資産の減価償却累計額 34,793百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 ALPHA HI-LEX, (980千米 S. A. DE C. V. ドル) 京丹TSK(株) 	 ※1 有形固定資産の減価償却累計額 33,104百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 ALPHA HI-LEX, (980千米 S. A. DE C. V. ドル) 			
※3 中間期末日満期債権 中間期末日満期債権の会計処理については、 手形交換日及び振込実施日をもって決済処理 しております。なお、当中間期末日が金融機 関の休日であったため、次のものが中間期末 残高に含まれております。 受取手形 126百万円 売掛金(期日振込) 351百万円	※3 中間期末日満期債権 中間期末日満期債権の会計処理については、 手形交換日及び振込実施日をもって決済処理しております。なお、当中間期末日が金融機関の休日であったため、次のものが中間期末 残高に含まれております。 受取手形 121百万円 売掛金(期日振込) 342百万円				

(中間連結損益計算書関係)

(-	(中间建給摂益計昇書関係 <i>)</i> 								
前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日			当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日		前連結会計年度 (自 平成17年11月1日				
	至 平成18年4月30日)			至 平成19年4月30日)		至 平成18年10月31日)			
※ 1	販売費及び一般管理費の	うち主な費目	※ 1	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目		※ 1	※1 販売費及び一般管理費のうち主		
	及び金額		及び金額				及び金額		
	支払運賃	884百万円		支払運賃	1,659百万円		支払運賃	1,719百万円	
	給料手当	1,893百万円		給料手当	1,800百万円		給料手当	3,567百万円	
	賞与引当金繰入額	209百万円		賞与引当金繰入額	279百万円		賞与引当金繰入額	307百万円	
	退職給付費用	80百万円		役員賞与引当金繰入	17百万円		役員賞与引当金繰入	40百万円	
	役員退職慰労引当金	25百万円		額	1/8/20		額	40日万円	
	繰入額			退職給付費用	71百万円		退職給付費用	157百万円	
	貸倒引当金繰入額	17百万円		役員退職慰労引当金	26百万円		役員退職慰労引当金	46百万円	
				繰入額			繰入額	40日7111	
				貸倒引当金繰入額	25百万円				
※2	固定資産売却益の内訳		※ 2	固定資産売却益の内訳		※ 2	固定資産売却益の内訳		
1	機械装置及び運搬具	20百万円		建物及び構築物	6百万円		機械装置及び運搬具	23百万円	
	土地	17百万円		機械装置及び運搬具	7百万円		土地	18百万円	
	その他	9百万円		土地	1百万円		工具器具備品	37百万円	
	計	47百万円		その他	0百万円		計	78百万円	
				無形固定資産の「そ	0百万円				
				の他」					
				計	16百万円				
жз		_	жз	受取補償金		жз		_	
				受取補償金は、設計変更に伴って発生し					
			1	た金型等専用設備に対する	る補償金でありま				
			3	; 。					
※ 4	固定資産売却損の内訳		※ 4	固定資産売却損の内訳		₩4	固定資産売却損の内訳		
	機械装置及び運搬具	0百万円		機械装置及び運搬具	0百万円		機械装置及び運搬具	12百万円	
	計	0百万円		その他	0百万円		計	12百万円	
				計	0百万円				
※ 5	固定資産除却損の内訳		※ 5	固定資産除却損の内訳		※ 5	固定資産除却損の内訳		
	機械装置及び運搬具	17百万円		建物及び構築物	2百万円		建物及び構築物	4百万円	
	その他	9百万円		機械装置及び運搬具	12百万円		機械装置及び運搬具	57百万円	
	計	26百万円		その他	6百万円		工具器具備品	14百万円	
				計 21百万円			有形固定資産の「そ	0百万円	
						の他」			
							計	77百万円	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	38, 216, 759	_	_	38, 216, 759
合計	38, 216, 759	_		38, 216, 759
自己株式				
普通株式 (注)	67, 704	1, 508	_	69, 212
合計	67, 704	1, 508	_	69, 212

- (注) 自己株式の増加1,508株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。
 - 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
 - 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年1月27日 定時株主総会	普通株式	343	9	平成18年10月31日	平成19年 1 月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月15日 取締役会	普通株式	343	利益剰余金	9	平成19年4月30日	平成19年7月13日

前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	38, 216, 759	_	_	38, 216, 759
合計	38, 216, 759	_	_	38, 216, 759
自己株式				
普通株式 (注)	65, 251	2, 453	_	67, 704
合計	65, 251	2, 453	_	67, 704

⁽注) 自己株式の増加2,453株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年1月28日 定時株主総会	普通株式	534	14	平成17年10月31日	平成18年 1 月30日
平成18年6月16日 取締役会	普通株式	343	9	平成18年4月30日	平成18年7月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

;	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
1	年 1 月27日 株主総会	普通株式	343	利益剰余金	9	平成18年10月31日	平成19年1月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸
間連結貸借対照表に掲載されている科目	間連結貸借対照表に掲載されている科目	借対照表に掲載されている科目の金額と
の金額との関係	の金額との関係	の関係
(平成18年4月30日現在)	(平成19年4月30日現在)	(平成18年10月31日現在)
現金及び預金勘定 17,478百万円	現金及び預金勘定 15,986百万円	現金及び預金勘定 18,232百万円
預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 △211百万円	預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 △211百万円	預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 △211百万円
有価証券勘定(取得日から	有価証券勘定(取得日から	有価証券勘定(取得日から
3ヶ月以内に期限の到来する 2,605百万円	3ヶ月以内に期限の到来する 2,624百万円	3ヶ月以内に期限の到来する 2,615百万円
短期投資)	短期投資)	短期投資)
現金及び現金同等物 19,872百万円	現金及び現金同等物 18,399百万円	現金及び現金同等物 20,636百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日) 前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

※市場市コ級人の下間の外入市市コ級				
	有形固定資産 の「その他」 (百万円)			
取得価額相当額	208			
減価償却累計額相当額	162			
中間期末残高相当額	45			

 2. 未経過リース料中間期末残高相当額

 1年内
 25百万円

 1年超
 20百万円

 合計
 45百万円

- (注) 取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- 3. 支払リース料及び減価償却費相当額支払リース料 19百万円 減価償却費相当額 19百万円
- 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却

累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	有形固定資産 の「その他」 (百万円)			
取得価額相当額	133			
減価償却累計額相当額	87			
中間期末残高相当額	45			

 2. 未経過リース料中間期末残高相当額

 1年内
 16百万円

 1年超
 29百万円

 合計
 45百万円

(注) 同左

3. 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 9百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法 同左 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産 の「その他」 (百万円)
取得価額相当額	213
減価償却累計額相当額	179
期末残高相当額	33

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	15百万円
1 年超	18百万円
 合計	33百万円

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- 3. 支払リース料及び減価償却費相当額支払リース料 37百万円 減価償却費相当額 37百万円
- 4. 減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年4月30日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	3, 137	3, 030	△107
合計	3, 137	3, 030	△107

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上 額(百万円)	差額(百万円)
株式	5, 263	27, 121	21, 857
合計	5, 263	27, 121	21, 857

3. 時価評価されていない有価証券(上記1. を除く)の主な内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国債券	21
その他有価証券	
非上場株式	17
MMF	1, 321
FFF	1, 283

当中間連結会計期間末 (平成19年4月30日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	
社債	2, 923	2, 874	△48	
合計	2, 923	2, 874	△48	

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上 額(百万円)	差額(百万円)	
株式	5, 414	21, 958	16, 544	
合計	5, 414	21, 958	16, 544	

3. 時価評価されていない有価証券(上記1. を除く)の主な内容

	(A)
	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国債券	23
その他有価証券	
非上場株式	19
MMF	1, 337
FFF	1, 287

前連結会計年度末(平成18年10月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	3, 130	3, 068	△62
合計	3, 130	3, 068	△62

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)	
株式	5, 413		18, 431	
合計	5, 413	23, 845	18, 431	

3. 時価評価されていない有価証券(上記1. を除く)の主な内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国債券	22
その他有価証券	
非上場株式	17
MMF	1, 330
FFF	1, 285

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年4月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)		
通貨	為替予約取引					
	売予約					
	米ドル	643	635	8		

当中間連結会計期間末 (平成19年4月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)			
通貨	為替予約取引						
	売予約						
	米ドル	851	867	△16			

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

前連結会計年度末 (平成18年10月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	- - 売予約			
	米ドル	604	618	△14

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日) 該当事項はありません。

(セグメント情報)

a. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、全セグメントの売上高の合計及び 営業損益の金額の合計額に占める「コントロールシステム事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事 業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

b. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	25, 774	19, 701	9, 934	1, 752	57, 162	_	57, 162
(2)セグメント間の内部売 上高または振替高	4, 529	24	2, 696	40	7, 291	(7, 291)	_
計	30, 304	19, 725	12, 631	1, 792	64, 453	(7, 291)	57, 162
営業費用	29, 031	19, 199	11, 804	1, 925	61, 961	(7, 116)	54, 844
営業損益	1, 272	526	826	△133	2, 492	(174)	2, 318

当中間連結会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計(百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	27, 998	23, 778	11, 287	2, 564	65, 628	_	65, 628
(2) セグメント間の内部売 上高または振替高	6, 161	16	3, 264	77	9, 519	(9, 519)	1
計	34, 159	23, 794	14, 551	2, 641	75, 147	(9, 519)	65, 628
営業費用	32, 084	24, 611	13, 642	2, 706	73, 045	(9, 268)	63, 776
営業損益	2, 074	△816	909	△64	2, 102	(250)	1, 851

前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

前连相会前千度(百十成17年11月)日 至十成10年10月51日/							
	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域(百万円)	計(百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	52, 269	41, 315	19, 770	3, 765	117, 120	_	117, 120
(2)セグメント間の内部売 上高または振替高	9, 362	47	5, 447	89	14, 947	(14, 947)	ı
計	61, 631	41, 363	25, 218	3, 855	132, 068	(14, 947)	117, 120
営業費用	58, 733	40, 670	23, 556	4, 098	127, 058	(14, 816)	112, 241
営業損益	2, 898	692	1, 662	△242	5, 010	(131)	4, 879

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

- 2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は次のとおりであります。
 - (1) 北米……米国、メキシコ
 - (2) アジア……韓国、インドネシア、中国
 - (3) その他の地域…英国
- 3. 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	前中間連結会計期間(百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)	主な内容
消去または全社の項目に				提出会社本社の管理部
含めた配賦不能営業費用	1, 050	1, 035	2, 148	門に係る費用でありま
の金額				す。

c. 海外売上高

前中間連結会計期間(自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)

	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	19, 593	10, 446	1, 884	31, 924
Ⅱ 連結売上高(百万円)	_	_	_	57, 162
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上 高の割合(%)	34. 3	18. 3	3. 3	55. 9

当中間連結会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

		北米	アジア	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	23, 656	11, 715	2, 795	38, 167
I	連結売上高(百万円)		_	_	65, 628
Ш	連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	36. 0	17. 9	4. 3	58. 2

前連結会計年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	41, 078	20, 880	4, 078	66, 037
Ⅱ 連結売上高(百万円)	_	_	_	117, 120
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上 高の割合(%)	35. 1	17. 8	3. 5	56. 4

- (注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。
 - 2. 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
 - (1) 北米……米国、メキシコ
 - (2) アジア……韓国、タイ、インドネシア、中国、マレーシア他
 - (3) その他の地域……英国、ドイツ、ハンガリー、オーストラリア他
 - 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
1,994円62銭	2, 026円71銭	2,002円28銭
1 株当たり中間純利益金額	1 株当たり中間純利益金額	1株当たり当期純利益金額
44円05銭	39円54銭	95円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当
間純利益金額については、潜在株式が		期純利益金額については、潜在株式が
ないため、記載しておりません。		無いため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1, 680	1, 508	3, 628
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_	_
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1, 680	1, 508	3, 628
期中平均株式数(千株)	38, 150	38, 148	38, 150

(重要な後発事象)

該当事項はありません

5. 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		前中間会計期間末 (平成18年4月30日)			当中間会計期間末 (平成19年4月30日)			前事業年度の要約貸借 (平成18年10月31日		
区分	注記番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金		8, 037			7, 689			8, 981		
2. 受取手形	※ 4	1, 266			1, 323			1, 062		
3. 売掛金	※ 4	14, 298			16, 364			14, 290		
4. 有価証券		1, 446			1, 262			1, 455		
5. たな卸資産		2, 064			2, 250			2, 198		
6. 繰延税金資産		595			705			774		
7. その他	жз	1, 402			642			1, 257		
貸倒引当金		△16			△3			△15		
流動資産合計			29, 093	34. 8		30, 235	36. 9		30, 003	36. 4
Ⅱ 固定資産										
1. 有形固定資産	※ 1									
(1) 建物		1, 924			1, 850			1, 888		
(2) 機械及び装置		2, 045			1, 961			2, 050		
(3) 土地		1, 610			1, 608			1, 610		
(4) その他		854			895			751		
計		6, 434			6, 315			6, 301	i	
2. 無形固定資産		308			455			402		
3. 投資その他の資産										
(1) 投資有価証券		30, 069			24, 895			26, 786		
(2) 関係会社株式		12, 733			13, 468			12, 953		
(3) 長期貸付金		876			1, 647			1, 114		
(4) 保険積立金		825			926			825		
(5) その他		3, 228			3, 931			3, 934		
貸倒引当金		Δ2			Δ2			Δ2		
計		47, 731			44, 866			45, 611	·	
固定資産合計			54, 474	65. 2		51, 638	63. 1		52, 315	63. 6
資産合計			83, 568	100.0		81, 873	100.0		82, 318	100.0

II 固定負債 1、長期借入金 1,000 1,000 1,000 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当金 296 314 316	構成比 (%)
I 流動負債 292 215 196 2. 買掛金 6,864 7,814 7,491 3. 短期借入金 200 — 200 4. 未払法人税等 460 775 788 5. 賞与引当金 840 952 1,096 6. 役員賞与引当金 — 17 34 8. その他 ※3 1,064 1,080 1,011 流動負債合計 10,066 12.0 11,238 13.7 11,000 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当 296 314 316	185 13. 6
1. 支払手形 292 215 196 2. 買掛金 6,864 7,814 7,491 3. 短期借入金 200 — 200 4. 未払法人税等 460 775 788 5. 賞与引当金 840 952 1,096 6. 役員賞与引当金 — 17 34 7. 製品保証引当金 344 384 366 8. その他 ※3 1,064 1,080 1,011 面定負債 1. 長期借入金 1,000 1,000 1,000 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当 296 314 316	185 13.6
2. 買掛金 6,864 7,814 7,491 3. 短期借入金 460 775 788 4. 未払法人税等 460 952 1,096 5. 賞与引当金 - 17 34 7. 製品保証引当金 344 384 366 8. その他 ※3 1,064 1,080 流動負債合計 10,066 12.0 11,238 13.7 II 固定負債 1,000 1,000 1,000 1,000 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当 296 314 316	185 13. 6
3. 短期借入金 4. 未払法人税等 5. 賞与引当金 6. 役員賞与引当金 7. 製品保証引当金 8. その他 流動負債合計 II 固定負債 1. 長期借入金 2. 繰延税金負債 3. 退職給付引当金 4. 役員退職慰労引当 金	185 13.6
4. 未払法人税等 840 840 952 1,096 6. 役員賞与引当金 344 366 8. その他 ※3 1,064 1,000 11,000 11,000 2. 繰延税金負債 3. 退職給付引当金 4. 役員退職慰労引当 金 296 314 314 316	185 13. 6
5. 賞与引当金 840 6. 役員賞与引当金 - 7. 製品保証引当金 344 8. その他 ※3 流動負債合計 10,066 II 固定負債 1,000 2. 繰延税金負債 1,000 3. 退職給付引当金 191 4. 役員退職慰労引当 296 314 316	185 13.6
6. 役員賞与引当金 7. 製品保証引当金 8. その他 流動負債合計 II 固定負債 1. 長期借入金 2. 繰延税金負債 3. 退職給付引当金 4. 役員退職慰労引当 金	185 13.6
7. 製品保証引当金 8. その他 流動負債合計 II 固定負債 1. 長期借入金 2. 繰延税金負債 3. 退職給付引当金 4. 役員退職慰労引当 金	185 13. 6
8. その他 ※3 1,064 10,066 12.0 1,080 1,011 11,238 13.7 11,1 II 固定負債 1. 長期借入金 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 234 224 4. 役員退職慰労引当 296 314 314 316	185 13.6
流動負債合計 I 固定負債 1. 長期借入金 2. 繰延税金負債 3. 退職給付引当金 4. 役員退職慰労引当 金 10,066 12.0 11,000 1,000 1,000 1,000 2,424 314 316	185 13.6
II 固定負債 1,000 1,000 1,000 2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当金金 296 314 316	185 13.6
1. 長期借入金 1,000 1,000 1,000 1,000 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 316 316	
2. 繰延税金負債 8,489 6,374 7,078 3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当金 296 314 316	1
3. 退職給付引当金 191 234 224 4. 役員退職慰労引当 296 314 316	
4. 役員退職慰労引当 296 314 316	
金	
5. 長期未払金 433 270 430	
固定負債合計 10,411 12.5 8,194 10.0 9,	050 11.0
負債合計 20,477 24.5 19,433 23.7 20,	235 24.6
(資本の部)	
I 資本金 5,657 6.8 - - -	- -
II - 資本剰余金	
資本準備金 7, 105 <u>— — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>	
資本剰余金合計 7,105 8.5	- -
III 利益剰余金	
1. 利益準備金 727	
2. 任意積立金 34, 454 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
3. 中間(当期)未処 2,223	
利益剰余金合計 37,405 44.8	- -
IV その他有価証券評価 差額金 12,981 15.5 — — —	- -
V 自己株式 △58 △0.1 — — —	- -
資本合計 63,090 75.5 — — —	
負債・資本合計 83,568 100.0	

(株) ハイレックスコーポレーション (7279) 平成 19 年 10 月期中間決算短信

		前中間会計期間末 (平成18年4月30日)				間会計期間末 19年4月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1. 資本金			_	_		5, 657	6. 9		5, 657	6. 9
2. 資本剰余金										
(1) 資本準備金		ı			7, 105			7, 105		
資本剰余金合計			_	_		7, 105	8. 7		7, 105	8. 6
3. 利益剰余金										
(1) 利益準備金		_			727			727		
(2) その他利益剰余 金										
配当準備金		_			5, 200			4, 500		
開発研究積立金		_			11, 800			11, 100		
特別減価償却積 立金		_			15			18		
固定資産圧縮積 立金		_			28			28		
別途積立金		_			19, 600			18, 800		
繰越利益剰余金		_			2, 566			3, 260		
利益剰余金合計			_	_		39, 936	48. 8		38, 434	46. 7
4. 自己株式			_	_		△63	△0.1		△60	△0.1
株主資本合計				-		52, 636	64. 3		51, 136	62. 1
Ⅱ 評価・換算差額等										
1. その他有価証券評 価差額金			_	_		9, 827	12. 0		10, 946	13. 3
2. 繰延ヘッジ損益			_	_		△23	0.0			_
評価・換算差額等合 計			_	_		9, 804	12. 0		10, 946	13. 3
純資産合計				_		62, 440	76. 3		62, 083	75. 4
負債純資産合計				_		81, 873	100.0		82, 318	100.0

(2) 中間損益計算書

<u> </u>	2) 中间独金可异音					1					
			前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		
	区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)
I	売上高			30, 300	100.0		34, 154	100.0		61, 623	100.0
п	売上原価			26, 741	88. 3		29, 778	87. 2		54, 141	87. 9
	売上総利益			3, 558	11.7		4, 375	12. 8		7, 482	12. 1
ш	販売費及び一般管理 費			2, 525	8. 3		2, 584	7. 6		5, 044	8. 1
	営業利益			1, 032	3. 4		1, 790	5. 2		2, 437	4.0
IV	営業外収益	※ 1		1, 117	3. 7		1, 003	2. 9		1, 920	3.1
v	営業外費用	※ 2		76	0. 3		3	0.0		8	0.0
	経常利益			2, 073	6.8		2, 790	8. 1		4, 349	7.1
VI	特別利益			0	0.0		20	0. 1		2	0.0
VII	特別損失			49	0. 1		34	0.1		136	0. 2
	税引前中間(当期) 純利益			2, 024	6. 7		2, 777	8. 1		4, 214	6. 9
	法人税、住民税及 び事業税		400			786			1, 416		
	法人税等調整額		108	508	1.7	145	931	2. 7	△90	1, 325	2. 2
	中間(当期)純利益			1, 516	5. 0		1, 845	5.4		2, 889	4.7
	前期繰越利益			707			_			_	
	中間配当額			_			_			_	
	中間(当期)未処 分利益			2, 223			_			_	
											l

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

		株主資本												
		資本剰余金			利益剰余金									
					その他利益剰余金						47	株主		
	資本金	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益準備金	配当準備金	開発 研究 積立金	特別 減価 償却 積立金	固定 資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己 株式	資本合計
平成18年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	7, 105	727	4, 500	11, 100	18	28	18, 800	3, 260	38, 434	△60	51, 136	
中間会計期間中の変動額														
配当準備金の積立て					700					△700	_		_	
開発研究積立金の積立て						700				△700	-		-	
特別減価償却積立金の取崩し							Δ3			3	-		-	
別途積立金の積立て									800	△800	_		_	
剰余金の配当										△343	△343		△343	
中間純利益										1, 845	1, 845		1, 845	
自己株式の取得												Δ2	Δ2	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)														
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	_	_	_	700	700	△3	_	800	△693	1, 502	Δ2	1, 499	
平成19年4月30日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	7, 105	727	5, 200	11, 800	15	28	19, 600	2, 566	39, 936	△63	52, 636	

		;		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成18年10月31日 残高 (百万円)	10, 946	_	10, 946	62, 083
中間会計期間中の変動額				
配当準備金の積立て				-
開発研究積立金の積立て				_
特別減価償却積立金の取崩し				_
別途積立金の積立て				-
剰余金の配当				△343
中間純利益				1, 845
自己株式の取得				Δ2
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	△1,119	△23	△1, 142	Δ1, 142
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,119	△23	△1, 142	356
平成19年4月30日 残高 (百万円)	9, 827	△23	9, 804	62, 440

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

刑事未平及の休.	株主資本等多期前 昇音(日 一十成17年11月1日 王 一十成10年10月31日) 株主資本												
		資本乗	割余金				利益	剰余金					
					その他利益剰余金							株主	
	資本金	資本 準備金		利益準備金	配当準備金	開発 研究 積立金	特別 減価 償却 積立金	固定 資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越 利益 剰余金	利益	自己 株式	資本 合計
平成17年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	7, 105	727	3, 900	10, 500	30	28	18, 500	2, 772	36, 457	△56	49, 164
事業年度中の変動額													
配当準備金の積立て※					600					△600	_		_
開発研究積立金の積立て※						600				△600	-		_
特別減価償却積立金の取崩し ※							Δ6			6	-		_
特別減価償却積立金の取崩し							△7			7	-		_
特別減価償却積立金の積立て ※							2			Δ2	_		_
別途積立金の積立て※									300	△300	_		_
剰余金の配当※										△534	△534		△534
剰余金の配当(中間配当)										△343	△343		△343
利益処分による役員賞与※										△34	△34		△34
当期純利益										2, 889	2, 889		2, 889
自己株式の取得												△4	△4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						_							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	_	_	_	_	600	600	Δ11	_	300	488	1, 976	△4	1, 972
平成18年10月31日 残高 (百万円)	5, 657	7, 105	7, 105	727	4, 500	11, 100	18	28	18, 800	3, 260	38, 434	△60	51, 136

[※]平成18年1月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成17年10月31日 残高 (百万円)	9, 821	9, 821	58, 985
事業年度中の変動額			
配当準備金の積立て※			_
開発研究積立金の積立て※			_
特別減価償却積立金の取崩し ※			_
特別減価償却積立金の取崩し			_
特別減価償却積立金の積立て ※			_
別途積立金の積立て※			1
剰余金の配当※			△534
剰余金の配当 (中間配当)			△343
利益処分による役員賞与※			△34
当期純利益			2, 889
自己株式の取得			△4
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	1, 125	1, 125	1, 125
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1, 125	1, 125	3, 097
平成18年10月31日 残高 (百万円)	10, 946	10, 946	62, 083

[※]平成18年1月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「一門がが旧なけんのだめの基本となる		·
前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	1. 資産の評価基準及び評価方法	1. 資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券	(1)有価証券	(1) 有価証券
満期保有目的の債券	満期保有目的の債券	満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)	同左	同左
子会社株式及び関連会社株式	子会社株式及び関連会社株式	子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法	同左	同左
その他有価証券	その他有価証券	その他有価証券
時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく	中間決算日の市場価格等に基づく	決算日の市場価格等に基づく時価
時価法(評価差額は全部資本直入	時価法(評価差額は全部純資産直	法(評価差額は全部純資産直入法
法により処理し、売却原価は移動	入法により処理し、売却原価は移	により処理し、売却原価は移動平
平均法により算定)	動平均法により算定)	均法により算定)
(2) デリバティブ	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ
時価法	同左	同左
(3) たな卸資産	(3) たな卸資産	(3) たな卸資産
総平均法に基づく原価基準	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	2. 固定資産の減価償却の方法	2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
定率法(ただし、平成10年4月1日	同左	同左
以降に取得した建物(附属設備を除く)		
については定額法)によっております。		
なお、主な耐用年数は以下のとおり		
であります。		
建物 8~50年		
機械及び装置 7~12年		
その他(工具器具備品)		
2~6年		
(2) 無形固定資産	(2)無形固定資産	(2)無形固定資産
定額法を採用しております。	同左	同左
なお、自社利用のソフトウェアにつ		
いては社内における利用可能期間(5		
年)に基づいております。		
3. 引当金の計上基準	3 引当金の計上基準	3 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備	同左	同左
えるため、一般債権については貸倒実		
績率により、貸倒懸念債権等特定の債		
権については、個別に回収可能性を勘		
案し、回収不能見込額を計上しており		
ます。		

	T	1
前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出	同左	従業員に対して支給する賞与の支出
に充てるため、支給見込額の当中間会	17,4	に充てるため、支給見込額に基づき当
計期間負担額を計上しております。		事業年度負担額を計上しております。
	(2) 仍只带上司业人	
(3)	(3) 役員賞与引当金	(3) 役員賞与引当金
	役員に対して支給する賞与の支出に	同左
	充てるため、支給見込額に基づき計上	
	しております。	
(4) 製品保証引当金	(4) 製品保証引当金	(4) 製品保証引当金
製品に係るクレーム費用の支出に備	同左	同左
えるため、クレーム費用の発生可能性		
を勘案し、将来支出見込額を計上して		
おります。		
(追加情報)		
当社は、従来、製品に係るクレーム		
費用については支出時の費用として処		
理しておりましたが、前事業年度下半		
期においてクレーム費用の金額的重要		
性が増したことから、前事業年度より		
製品に係るクレーム費用の支出に備え		
るため、クレーム費用の発生可能性を		
勘案し、将来支出見込額を引当計上す		
ることといたしました。		
この変更に伴い、従来の方法によった		
場合に比べ、売上原価が216百万円増加		
し、売上総利益、営業利益、経常利益、		
税引前当期純利益がそれぞれ同額減少		
しております。	(E) 旧聯級公司业会	(5) 泪瞰处什可以本
(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当	同左	従業員の退職給付に備えるため、当
事業年度末における退職給付債務及び		事業年度末における退職給付債務及び
年金資産の見込額に基づき、当中間会		年金資産の見込額に基づき計上してお
計期間末において発生していると認め		ります。
られる額を計上しております。		数理計算上の差異は、各事業年度の
数理計算上の差異は、各事業年度の		従業員平均残存勤務期間以内の一定の
従業員平均残存勤務期間以内の一定の		年数(14年)による定額法によりそれ
年数(14年)による定額法によりそれ		ぞれ発生の翌事業年度から費用処理す
ぞれ発生の翌事業年度から費用処理す		ることとしております。
ることとしております。		
(6) 役員退職慰労引当金	(6) 役員退職慰労引当金	(6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金に充てるため、内	同左	役員の退職慰労金に充てるため、内
規に基づく中間期末要支給額を計上し		規に基づく期末要支給額を計上してお
ております。		ります。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換	4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換	4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換
算基準	算基準	算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物
直物為替相場により円貨に換算し、換算		為替相場により円貨に換算し、換算差額
差額は損益として処理しております。		は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	5. リース取引の処理方法	5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転する	同左	同左
と認められるもの以外のファイナンス・		
リース取引については、通常の賃貸借取		
引に係る方法に準じた会計処理によって		
おります。		
	1	

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
6.	6. 重要なヘッジ会計の方法 ①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)商品先物取引 (ヘッジ対象)商品現物取引 ③ヘッジ方針 主として内規に基づき、商品価格変動 リスクをヘッジしております。 ④ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動 の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。	6.
7. その他中間財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	7. その他中間財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	7. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理	主安な事項 消費税等の会計処理
消費税等は税抜方式により処理し ております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更				
前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)		
1. 固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より固定資産の減損に 係る会計基準(「固定資産の減損に係る 会計基準の設定に関する意見書」(企業 会計審議会 平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありませ ん。	1. ———	1. 固定資産の減損に係る会計基準 当事業年度より固定資産の減損に係る 会計基準(「固定資産の減損に係る会計 基準の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第6号 平成15 年10月31日)を適用しております。これ による損益に与える影響はありません。		
2.	2. 役員賞与に関する会計基準 当中間会計期間より「役員賞与に関す る会計基準」(企業会計基準委員会 平 成17年11月29日 企業会計基準第4号) を適用しております。 これにより、従来の方法と比較して、 営業利益、経常利益及び税引前中間純利 益はそれぞれ17百万円減少しております。	2. 役員賞与に関する会計基準 当事業年度より「役員賞与に関する会 計基準」(企業会計基準委員会 平成17 年11月29日 企業会計基準第4号)を適 用しております。 これにより、従来の方法と比較して、 営業利益、経常利益及び税引前当期純利 益はそれぞれ34百万円減少しております。		
3.	3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間より、「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額 は62,463百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会産の部については、改正後の 中間財務諸表等規則により作成しております。	3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は62,083百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度末 (平成18年10月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額	
15,051百万円	15, 199百万円	14,977百万円	
2 保証債務	2 保証債務	2 保証債務	
次の会社について、金融機関からの借	次の会社について、金融機関からの借	次の会社について、金融機関からの借	
入に対し債務保証を行っております。	入に対し債務保証を行っております。	入に対し債務保証を行っております。	
(百万円)	(百万円)	(百万円)	
HI-LEX AMERICA INC.	HI-LEX AMERICA INC.	HI-LEX AMERICA INC.	
(15,000千米ドル) 1,716	(5,000千米ドル) 599	(5,000千米ドル) 588	
HI-LEX INDIA PRIVATE	HI-LEX MEXICANA, S. A. DE	HI-LEX MEXICANA, S. A. DE	
LTD.	C. V.	C. V.	
(20,000千印ルピー) 51	(4,000千米ドル) 479	(4,000千米ドル) 470	
HI-LEX VIETNAM CO., LTD.	HI-LEX VIETNAM CO., LTD.	HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	
(1,000千米ドル) 114	(1,000千米ドル) 119	(1,000千米ドル) 117	
PT. HI-LEX INDONESIA 50	PT. HI-LEX INDONESIA 50	PT.HI-LEX INDONESIA 50	
HI-LEX CABLE SYSTEM	HI-LEX CABLE SYSTEM	HI-LEX CABLE SYSTEM	
CO., LTD.	CO., LTD.	CO., LTD.	
(680千ポンド) 140	(1,090千ポンド) 259	(1, 270千ポンド) 284	
ALPHA HI-LEX, S. A. DE C. V.	ALPHA HI-LEX, S. A. DE C. V.	ALPHA HI-LEX, S. A. DE C. V.	
(980千米ドル) 112	(980千米ドル) 117	(980千米ドル) 115	
計 2, 184	京丹TSK株式会社 300	計 1,626	
	計 1,925		
※3 消費税等の取扱い	- ※3 消費税等の取扱い		
仮払消費税等及び仮受消費税等の相殺	同左		
後の未収消費税等は、金額的重要性が乏			
しいため、流動資産の「その他」に含め			
ております。			
※4 中間期末日満期債権	※4 中間期末日満期債権		
中間期末日満期債権の会計処理につい	中間期末日満期債権の会計処理につい		
ては、手形交換日及び振込実施日をもっ	ては、手形交換日及び振込実施日をもっ		
て決済処理しております。なお、当中間	て決済処理しております。なお、当中間		
期末日が金融機関の休日であったため、	期末日が金融機関の休日であったため、		
次のものが中間期末残高に含まれており	次のものが中間期末残高に含まれており		
ます。	ます。		
受取手形 126百万円	受取手形 121百万円		
売掛金(期日振込) 351百万円	売掛金(期日振込) 342百万円		

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)			前事業年度 (自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日)		
※ 1.	営業外収益の内主要なもの		※ 1.	営業外収益の内主要なもの		※ 1.	営業外収益の内主要なもの	D
	受取利息	30百万円		受取利息	42百万円		受取利息	70百万円
	受取配当金	969百万円		受取配当金	741百万円		受取配当金	1,465百万円
※2 .	営業外費用の内主要なもの		※2 .	営業外費用の内主要なもの		※ 2.	営業外費用の内主要なもの	D
	支払利息	4百万円		支払利息	3百万円		支払利息	8百万円
3.	減価償却実施額		3.	減価償却実施額		3.	減価償却実施額	
	有形固定資産	325百万円		有形固定資産	314百万円		有形固定資産	691百万円
	無形固定資産	22百万円		無形固定資産	28百万円		無形固定資産	48百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	51, 608	1, 508	_	53, 116
合計	51, 608	1, 508	_	53, 116

(注) 自己株式の増加1,508株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

前事業年度(自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	49, 155	2, 453	_	51, 608
合計	49, 155	2, 453	_	51, 608

(注) 自己株式の増加2,453株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 平成17年11月1日 (自 平成18年4月30日)

当中間会計期間 平成18年11月1日 (自 平成19年4月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め

前事業年度 平成17年11月1日 (自 平成18年10月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 の「その他」 (百万円)
取得価額相当額	208
減価償却累計額相当額	162
中間期末残高相当額	45

られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 の「その他」 (百万円)	
取得価額相当額	133	
減価償却累計額相当額	87	
中間期末残高相当額	45	

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産 の「その他」 (百万円)
取得価額相当額	213
減価償却累計額相当額	179
期末残高相当額	33

2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 25百万円 1年超 20百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料 中間期末残高相当額は、未経過リー ス料中間期末残高が有形固定資産の 中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定し

- ております。 3. 支払リース料及び減価償却費相当額
 - (1) 支払リース料

合計

19百万円

45百万円

(2) 減価償却費相当額

19百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

- 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 16百万円 1年超 29百万円

45百万円

9百万円

(注) 同左

合計

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

(1) 支払リース料

(2) 減価償却費相当額 9百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法 同左

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	15百万円
1 年超	18百万円
合計	33百万円

- (注) 取得価額相当額及び未経過リース料 期末残高相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の期末残高 等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。
- 3. 支払リース料及び減価償却費相当額
 - (1) 支払リース料

37百万円

(2) 減価償却費相当額

37百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	287	2, 305	2, 018

当中間会計期間末 (平成19年4月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	287	2, 143	1, 856

前事業年度末(平成18年10月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	287	2, 188	1, 901

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。